

平成20年10月10日
福祉部高齢社会対策課

検討会におけるこれまでの議論のまとめについて

1 利用対象者について

【現状と課題】

- 区内に住所を有する満60歳以上の者である。
- 利用者は、自らが館での過ごし方を主体的に選択し、カラオケや囲碁・将棋などの趣味活動、風呂やマッサージ機などを利用している。
- 利用者の中には、要介護者も含まれる。
- しかし、要介護者に対応できる体制にはなっていないため、利用の制限や対応体制の整備を検討する必要がある。
- 利用者の固定化が見られ、利用者の拡大策が必要である。

【方向性】

- 利用対象者は、60歳からでよい。若い人も利用できたら、という意見もあるが、やはり敬老館は、高齢者を対象とした施設であった方がよい。
- 敬老館なので、60歳以上の高齢者が優先であるが、空いている時間もあると聞いているので、なるべく広い世代に開放して有効利用を考えてはどうか。
- 利用年齢を現在の60歳以上から引き上げてもいいと思う。60歳からの利用となると、現在の敬老館で、対象者の全てを受け入れるのは厳しいのではないか。
- 要介護認定の有無で、敬老館の利用を区切ってしまうことはできないのではないか。
- 現在、区は、認知症予防に力を入れているので、介護保険を使う程ではない方や軽度の要介護の方が使える敬老館であってもいいと思う。

2 利用方法について

【現状と課題】

- 利用するにあたっては、区が発行した「利用証」が必要となる。
- 初めて利用される方は、「利用申請書」を敬老館に提出する。その際、健康保険証などの身分を証明するものと、緊急時に連絡のとれる方の名前・住所と電話番号が必要となる。
- 利用者は来館時に、毎回「利用証」を窓口に提出し、利用する。
- 例えば、緊急手術等が必要な場合の同意など、緊急時の対応が円滑に行えるような登録システムにする必要がある。
- 利用者への適切な対応を図るため、利用申請時に、要介護認定情報などを知る必要がある。

【方向性】

- 1人の方が、複数の施設を利用していることが多い。施設ごとの利用証を持っている人もいるので、1枚の利用証で、区内の全ての敬老館や高齢者センターなどが利用できる方法にならないか。
- 介護保険の要介護情報も、可能であれば敬老館には必要である。ただし、これは個人情報との関係があるので、慎重な議論が必要である。

3 団体利用について

【現状と課題】

- 60歳以上の区民で構成される概ね10人以上の老人クラブ等の団体が利用できる。団体での利用を希望される場合には、所定の登録手続きと事前の利用申請が必要となる。
- 利用日は木曜日の午前9時から正午（延長は午後2時まで）までで、娯楽室等館が指定した部屋が利用できる。
- 週1回の利用枠のため、登録団体が多い館では、団体間の利用調整が生じている。
- 利用できる部屋の拡大や利用時間など検討する必要がある。

【方向性】

- 大人数の団体だと、確かに1週間に1日の午前中しか使えないことは理解できるが、サークル単位にすると、また違う形の使い方で、他の曜日でも集うことができるのではないか。
- 高齢者の団体活動を推進していくことは当然のことであるが、それが全ての敬老館に当てはまるのかというと、難しいと思う。特に、個人利用の制約にもつながるので、十分な配慮が必要である。

4 開館時間・休館日について

【現状と課題】

- 開館時間は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとしている。
- 休館日は、日曜日・祝日（「敬老の日」は開館）および年末年始の12月29日から1月3日までとしている。
- 開館時間や開館日が必要十分か、検討する必要がある。

【方向性】

- 開館時間は、現状の午前9時から午後5時でよいが、夏時間と冬時間で1時間、閉館時間をずらすことはできないか。
- 休館日については、振替休日の関係で、月曜日の休みが多くなっている。友人に会えないのは淋しいという人がいるので、祝日ぐらいは開館できないか。

5 夜間利用について

【現状と課題】

- 地域活動のため会議や集会を目的とする概ね10人以上の団体が、娯楽室等を夜間利用できる。
- 夜間利用については、施設の目的外利用として、敬老館の夜間利用に関する要綱に基づき、施設の利用を承認している。また、行政財産使用料条例に基づき、利用団体から使用料を徴収している。
- 夜間利用するためには、あらかじめ団体登録が必要である。
- 利用日は日曜日（一部金曜日）、休日、12月29日から1月4日を除く曜日の午後6時から午後9時30分までである。
- 夜間利用の実績が低い。ただし、近隣住民との関係で、夜間利用ができない敬老館もある。

【方向性】

- 夜間の個人利用は、帰り道の安全上、非常に難しいのではないか。
- 団体利用を夜間に持っていき、そうすれば、若い人たちのサークルなどが利用できるのではないか。

6 主な施設について

【現状と課題】

- 敬老館には、舞台などがある娯楽室、会話や囲碁・将棋などに使用する休養室、男女別の風呂が設けられている。
- 風呂は、木曜日を除く午後1時から午後4時までとしている。
- また、一部の館には、併設施設と共用している多目的会議室、集会室、教養室といった集会施設も設けられている。
- 施設の老朽化に伴い、大規模改修を計画的に実施している。平成19年度には2館の大規模改修を実施し、平成21年度には1館の大規模改修が計画されている。
- 施設の大規模改修にあたっては、段差解消によるバリアフリー化、だれでもトイレの設置、和室から洋室への変更、和式トイレから洋式トイレへの変更、また、2階にある敬老館においては、エレベーターを設置している。
- 現状の施設で必要十分か、検討する必要がある。

【方向性】

(1) 全体的なことについて

- 高齢者の生活様式が、この間、随分変わってきている。和式から洋式へという流れの中で、敬老館も考えなければいけない。
- 館によっては、1部屋で娯楽室や休養室の機能を全部賄っているところと、それらの部屋が別々にあるところもある。全館に全ての機能を当てはめるのは、なかなか難しいのではないか。
- 敬老館では、動の運動系の活動と囲碁・将棋などの静の活動が共有している。うまくやっているところもあれば、それが原因で、色々なトラブルを起こしているところもある。静と動の活動をどう棲み分けていくのかは、もう少し議論が必要である。

(2) 風呂について

- ひとり暮らしで、夜、お風呂に入っていると本当に不安なため、敬老館の風呂はとてありがたいという人もいる。
- 幸いにして敬老館は男女別々の風呂があり、非常に楽しみに入っているので、ぜひ継続をお願いしたい。
- 民業圧迫という問題もあり、風呂の利用時間の幅を広げることは相当難しいと思う。
- 他区の状況を見ると、風呂をやめているところも随分増えてきている。風呂以外の高齢者サービスに特化していくということだと思う。

(3) 娯楽室等について

- 誕生会で100人近く利用することもあるので、舞台付きの娯楽室は必要である。
- 高齢になると、膝が痛くて、畳では座ってられないという人もいるので、畳の部屋でいいのか考えるべきである。

(4) 囲碁・将棋・カラオケについて

- 囲碁や将棋、カラオケの利用者は、毎回、同じ顔ぶれになっている。そのため、相手の手の内が分かっているため、面白みがなくなっている。これを、面白い方向に持っていくためには、指導してくれる先生が欲しい。先生を呼んでいただき、一歩でも前進したい。

(5) その他

- 高齢者の中には、インターネットやパソコンに非常に興味を持たれている人が多い。これからの時代は、パソコンやインターネットもカラオケと同じようになるのではないかと思う。

7 事業実施について

【現状と課題】

- 区直営館では、平成18年度から事業用予算（講師謝礼、材料費等）を配当し、各種教室や講座などの事業を実施している。
- 指定管理者および業務委託の敬老館では、受託事業者が、各種教室や講座などの事業を実施している。
- 敬老館の役割や方向性に合った事業実施を検討する必要がある。

【方向性】

- 健康づくりや介護予防に関する事業の必要性を強く感じている。食べること、運動すること、そして趣味を持つこと、これが何よりの介護予防になり、高齢になっても元気な毎日が続けられることにつながると思う。
- 現在、国をあげて、高齢者の健康づくりや介護予防を進めているので、これからの高齢社会を考えたとき、今後の敬老館の役割として、その必要性はとても高いのではないか。
- 敬老館で介護予防事業を展開した場合、設備や職員など、現状の態勢で対応できるのかが課題である。
- 事業を実施するためには、専門性を持った職員がいないと指導はできない。敬老館には、専門性を持った職員が必要ではないか。

8 他の高齢者施設との関連について

【現状と課題】

- 高齢者センターは、高齢者の健康、教養および福祉の向上を図ることを目的とする施設であり、敬老館とほぼ同様の目的を持った施設である。
- 地区区民館・厚生文化会館には敬老室があり、地域のコミュニティ施設としての役割と機能を担っている。
- 敬老館と他の高齢者施設との連携や役割を整理し、地域の高齢者施設として、より有効に活用することが必要である。

【方向性】

- 高齢者センターには、多くの専門職を配置しているので、例えば、高齢者センターの職員を敬老館に定期的に派遣して、いろいろな講座を開催することもできるのではないか。
- 高齢者センターを中心に区内の地域割りをし、その中に敬老館や地区区民館を包括する。高齢者センターが、地域内の高齢者施設を支援するということも考えられる。

9 設置目的について

【現状と課題】

- 敬老館は、60 歳以上の「老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする」とされた、国の「老人憩の家」に制度上位置付けている施設である。
- 国の「老人憩の家」については、「老人憩の家の設置運営について」（昭和 40 年 4 月 5 日社老 88 厚生省社会局長通知）に設置基準や運営基準等の規定がある。
- しかし、「老人憩の家」は、老人福祉法における老人福祉施設ではなく、また、社会福祉法における社会福祉事業でもない。
- したがって、これらの法律に規定された施設や事業ではなく、区市町村が任意に設置し、運営しているものである。
- 練馬区では、地方自治法に規定する公の施設として、練馬区立敬老館条例を制定している。
- 練馬区立敬老館条例第 1 条では、「区内に住所を有する満 60 歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館を設置する。」と規定しているが、この条例の中で、目的と事業が明示されていない。このため、施設のあり方や今後の方向性について、区として明らかにする必要がある。

【方向性】

○